

令和8年度

事業計画

社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会

目次

基本理念・基本目標	1
基本方針	2
地域福祉推進計画・基盤強化計画	3
総務課・福祉センター	4
地域福祉課	10
相談支援課・地域包括支援センター	14
在宅福祉課	16

基本理念

共に生き、安心して暮らせる福祉のまちづくり

地域に暮らす高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、お互いに理解しあい、協働して共に支えあいふれあいながら、住み慣れた地域において、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現します。

基本目標

1 住民参加のまちづくり

地域福祉を推進するために、一人ひとりの自主的な福祉活動への参加を培うことによって、暮らしや地域の課題を明らかにし、福祉の担い手として心のつながる福祉社会づくりを推進します。

2 みんなで支えあう地域づくり

地域に暮らす住民が、お互いの人権を尊重し、思いやり、助けあい、支えあう地域づくりを、幅広い関係機関や団体との連携を図り、総合的に推進します。

3 福祉サービスの充実と支援体制づくり

誰もが尊厳をもった健やかな生活を継続できるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現し、地域に根ざした支援体制づくりを推進します。

令和8年度 社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会 事業計画

つながりと地域愛でつくる **ふ**だんの **く**らしの **し**あわせ

◆ 基本方針 ◆

近年、世界情勢は依然として不安定な状況が続いており、地域紛争の長期化や物価・エネルギー価格の高騰、気候変動に起因する自然災害の頻発など、私たちの暮らしにも大きな影響を及ぼしています。

国内においては、少子高齢化や人口減少が一層進行する中、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、生活困窮や社会的孤立、ヤングケアラーの問題など、地域生活を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。また、相次ぐ自然災害を通じて、日常からのつながりや支え合いの重要性が改めて認識されています。

このような状況の中、地域住民一人一人が安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現に向けて、住民主体の支え合い活動を基盤とする社会福祉協議会の役割は、これまで以上に重要性を増しています。

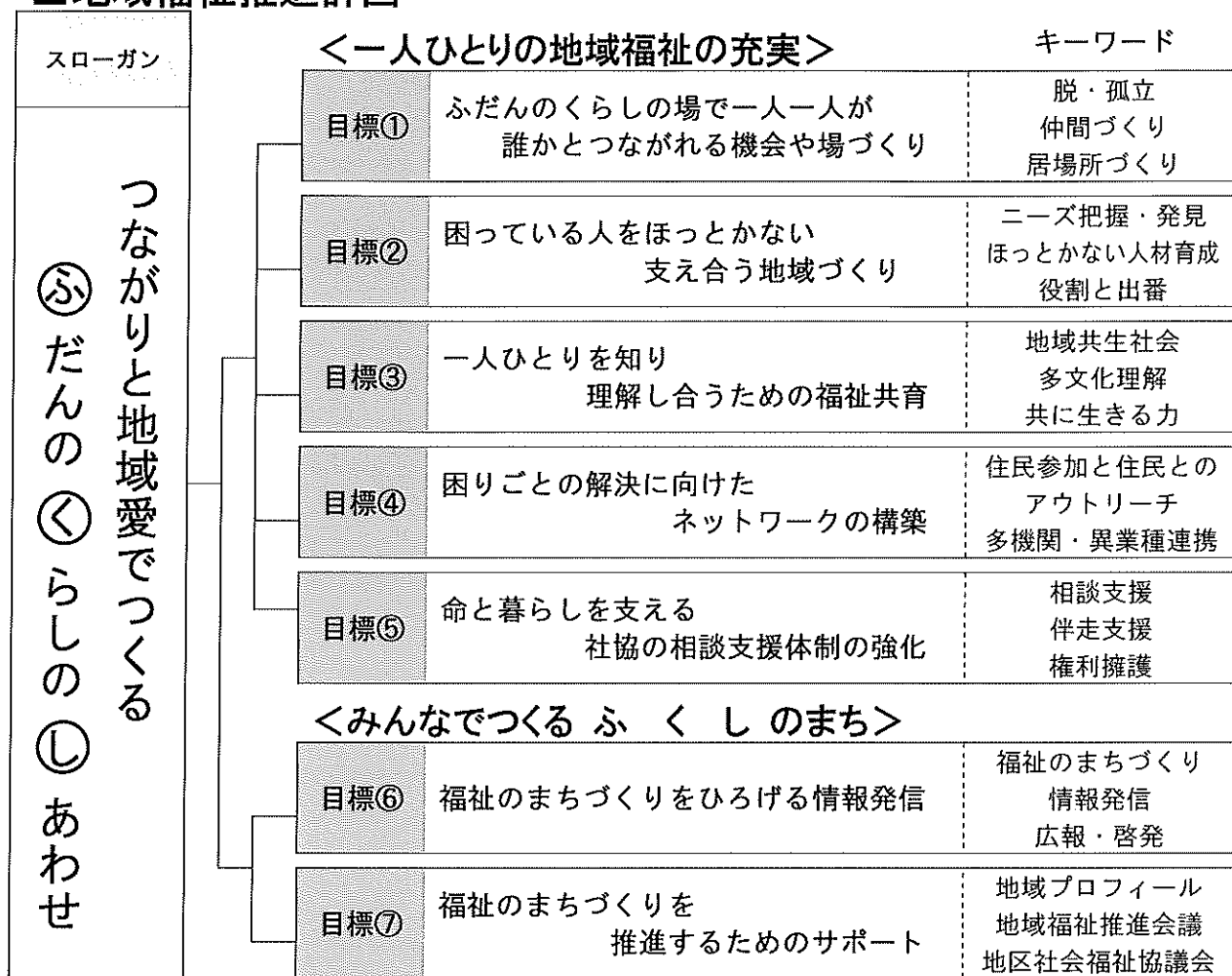
本会の令和8年度の重点取組としては、前年度の八日市地域に引き続き、新たに蒲生地域包括支援センターを開設し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、環境整備と地域ネットワーク及び関係機関との連携による地域包括ケアを推進します。また、障害福祉の地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター業務を市から新たに受託し、複雑多様なニーズに対応するため、課題の整理や解決に向けた協議の実施、相談支援専門員が実施するケアマネジメントへの助言やサポート、専門職の人材育成や関係機関との連携強化に向けた取組を行います。

また、本会の活動方針を定めた「第3次地域福祉活動計画」が最終年度を迎えるため、その総括を行いながら、住民や関係団体の参画のもと第4次計画の策定を進めます。計画では東近江市の地域福祉推進の方向性を明確にしていくとともに、誰もが安心して暮らせる「ふくしのまちづくり」を目指します。さらに、重層的支援体制整備事業を軸に、地区ボランティアセンターの設置・運営支援、生活支援サポーターの活動推進、見守り合いの強化、集いの場づくりを進め、困りごとを早期に発見し支え合える仕組みづくりに取り組み、住民主体の「ふくしのまちづくり」を一層推進します。

介護保険事業については、時代の変遷とともに事業運営の厳しさが増えています。これまでも事業所の廃止や統合、事業内容の見直しなど行っていますが、引き続き収支改善の取組を進めながら、時代の要請に見合った事業の見直しを模索してまいります。

東近江市社会福祉協議会設立後20年が経過し、その間様々な事業に取り組み、行政からの要請にも応えながら今日に至っています。今後は少子高齢化の進行に伴い、地域福祉の役割が重要となり、本会に寄せられる期待も大きくなります。それらに対応するには「社協」の盤石な組織基盤と優秀な福祉人材の確保さらには職員が安心して働くことのできる職場づくりが不可欠です。そのため本会が定める基盤強化計画に基づく組織強化並びに段階的な定年延長制度の導入及び人材育成計画に基づく研修プログラムを実施するなど能力開発に取り組みます。

■地域福祉推進計画



■基盤強化計画

I 法人のガバナンス強化

- 1 役員会と事務局が意思疎通を図り、ともに事業運営の充実を目指します。

II 事務局体制の強化

- 1 「地域福祉推進計画」を進めるための体制を整備します。
- 2 人材の育成と資質向上を図ります。
- 3 職員の適正配置と計画的な採用、人材確保に向けた取組を進めます。
- 4 魅力ある職場環境を整備します。
- 5 事業の検証と継続を検討します。
- 6 社会福祉協議会の認知度の向上をはかります。

III 財政基盤の強化

- 1 経営管理体制の充実をはかります。
- 2 自主財源の確保と地域福祉活動への循環活用を進めます。
- 3 補助金・委託金の確保に向けた取組を進めます。

IV 危機管理体制の強化

- 1 災害時に、社協が果たすべき責務が果たせるよう、備えを強化します。

V 進行管理と行政とのパートナーシップ

- 1 計画の着実な推進を図るため行政との連携を強化します。

総務課・福祉センター

1 法人の運営【基 I】

役員会と事務局が意思疎通を図り、職員の確保、拠点及び施設等の適正な運用、財源確保と執行、必要な情報など、いち早く入手、発信し、健全な法人経営を目指します。

(1) 会務の運営

経営組織のガバナンスと財政規律を強化し、役職員が一体となって組織、経営改善を行い、計画的な事業執行と改革に取り組みます。

① 三役会の実施

適正かつ的確な社協経営や方向性を検討するため、会長、副会長、常務理事及び管理職による協議を随時行います。

② 理事会の運営

社協の事業運営及び介護事業の経営について理事の意見を充分反映できるよう会議の開催に努め理事会の執行力強化を図ります。

③ 評議員会の運営

法人の重要な事項についての議決機関として機能していくため、社協事業への理解や地域課題が共有できるよう会議運営に努めます。

④ 監査及び監事指導

適正な社協組織、事業運営及び介護経営を図るため、理事会に参加の上、必要により監事からの助言、指導を受けます。また、決算時期には事業報告、決算状況など法人全体について、きめ細やかな監査、指導を受けて事業執行を行います。

⑤ 評議員選任解任委員会の運営

評議員の選任及び解任は中立性を確保するため、評議員選任・解任委員会を開催し、適正な選任及び解任を行います。

(2) 第三者委員会の開催

苦情解決に対して社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮して適正に対応するため、第三者委員会の定例会（年2回）を開催します。

社協に対する苦情等を、中立、公正、客観性に配慮し、事業者や利用者に対して問題解決に向けて調整や助言を行います。また、第三者委員会において社協に対するすべての苦情等を、報告・検証し、改善に向けてアドバイスを受けます。

(3) 法人としての情報公開

事業運営の透明性の向上を図ります。

法に基づく財務諸表や現況報告書の公表や、県や市の補助金、市民の皆様や企業・団体等からいただく会費、共同募金等の使いみちについて、社会福祉法人財務諸表等電子開示システム、本会のホームページ、広報などで広く情報公開を行います。

また、全職員が財源を意識し、資金の流れや使途を明確化しながら、各事業の成果について、透明性を図り、市民にわかりやすく見やすい事業実績を報告します。

2 経営管理【基 II III IV V】

事業管理や財務管理、人事管理、所轄庁などへの法務業務などを適切に行います。

経営管理について、適正な事業・財政・人事管理ができる組織運営を行うため、育成、評価、処遇を一体化した人事労務管理に努めます。

(1)人事考課制度

複雑・多様化する市民の福祉ニーズに応えるべく、職員の能力向上を図り、職員一人一人がその能力を最大限に発揮し組織力を高めるため、人事考課制度を適正に実施します。

- ①職員自身が自己の「強み」と「弱み」に気づき、自発的な能力開発に取り組むための機会を提供するとともに、職員の「能力」と「やる気」を高め、「8つの人材プロフィール」で目指す「重点課題の遂行に求められる社協職員像」の実現を図ります。
- ②「市民のしあわせ」を実現するために活用し、本会の人材育成、組織活性化及び組織力向上につなげます。
- ③人事考課の評価を職員の昇給、昇格、賞与等に反映し、適正な処遇となるよう努めます。
- ④人事考課による評価が適正に行われるよう、職員への制度周知、考課者への研修、被考課者への面接などを適宜実施します。

(2)財務規律の強化

社協の財源確保において、将来に向け安定した財源確保が必要不可欠であるため、事業内容の見える化を進めるとともに、職員一人一人がコスト意識と経営感覚を持ち、予算収支を意識した事業展開に取り組み、経営の安定と財政の適正化を目指します。

また、職員の意識改革に向け、収入財源と支出のバランスを検証し、適切な事業運営が行われるよう、事業内容・予算・決算状況を全職員が共有する研修及び説明会を実施します。

(3)補助金・委託金の確保

本会がめざす方向性や趣旨とともに具体的な事業内容を明確（見える化）に示し、積極的な地域福祉事業の推進と適切な人員配置など市関係部局と日常的な協議を行い、必要な補助金の確保を目指します。

また、委託事業については、事業内容や委託額を各担当課と再検討し、適正な事業内容や委託額となるように委託元である市との協議を進めます。

(4)各部署の連携の強化

日常業務の円滑な実施のため、管理職会等を定期開催し、情報の共有化を図るとともに職員の共通認識を高めていきます。

(5)災害に備えた体制整備

発災時の初動体制や、発災後のフェーズごとの組織としての動き方、職員の出勤について示したBCP（事業継続計画）や行動マニュアルを見直し、必要に応じて改正を行います。また、BCP・行動マニュアルに基づいた防災訓練を実施し、実際の災害への備えを進めます。

(6)行政とのパートナーシップの向上

社協事業に不可欠な行政と常日頃からつながりを持ち、市民のための新たな取組や困りごと、課題に対して足並みをそろえて取り組めるよう関係づくりに努めます。

3 職場体制の整備【基 II】

市からの委託事業等に対応するため、福祉人材の採用や専門資格の取得を目指し、職員の定着と人材育成へのアプローチを行います。また、長時間労働の是正や休暇の取得推進等、職員が健康で働きやすい職場環境の整備を引き続き進めます。

(1) 研修等

職員の資質向上のため、専門研修のみならず、マネジメント力を養う研修等、外部研修も含め、積極的に参加します。また、社会福祉協議会が目指す使命を理解し、組織の一員として自覚がもてるよう職位、職階に合わせた階層別研修を行います。

また、令和7年度に策定した人材育成計画（キャリアパス、研修体系、キャリアロードマップ）に基づいた研修の具体的なプログラムを検討し、実施します。

①内部研修

- ◇新任職員研修
- ◇役職や業務ごとの階層別研修（キャリアパス研修）
- ◇専門分野ごとの研修
- ◇事例検討による研修
- ◇全員研修など

②外部研修

全国レベル、県・県社協で実施される研修への参加

③自己啓発研修への参加促進

(2) 魅力的な職場環境づくりの推進

職員のモチベーションを高め、「いつまでも働きたい」と望まれる職場にするため、労働環境や労働条件等の新たなしくみづくりを行うとともに、仕事と子育てや介護を両立しつつ、生き生きと働きがいをもって継続勤務できることを目指す仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を支援し、職場におけるハラスメントの防止や、幅広い年齢層の職員が働きやすい職場にするための風土づくりなど、職場環境の改善を図ります。また、職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めます。

①ストレスチェックの実施

②安全衛生委員会の開催

③働きやすい職場環境づくりのための研修や相談体制の整備

④健診の要再検査の者へ受診の促進

⑤「ノー残業デイ」の徹底

⑥職員の夏季特別休暇の完全取得及び年次有給休暇の取得促進

⑦育児休業（出生児育児休業含む）や産前産後休暇制度、介護休業等の周知を図り、対象職員への休業取得意向確認を行い、育児休業取得を促進

⑧カスタマーハラスメントへの対応

(3) 無期雇用転換

有期雇用契約職員のうち、5回以上反復更新した者を対象に、本人の申し出により、雇用期間に定めのない契約に変更することができる「無期転換ルール」を推進します。

(4) 働き方改革による労働環境の改善

職員がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に努めます。

①労働時間法制の徹底

働き過ぎを防ぐことで、職員の健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスを実現します。

- ◇残業時間の上限規制に対する取組
- ◇年間5日の年次有給休暇の完全取得の徹底
- ◇労働時間の状況を客観的に把握
- ◇長時間労働者にかかる面接指導の拡充（産業医）

②雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一事業所による正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇差をなくすため、段階的に整備を行います。

③改正高齢者雇用安定法による就業確保措置

改正高齢者雇用安定法により、70歳までの高齢者就業確保措置を講じるための制度を実施。

- ◇65歳定年制度の段階的導入
- ◇74歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）

4 会費【目標⑦、基Ⅲ】

地域福祉活動の自主財源の確保と会費の有効活用に努めます。

(1)会員の拡充

社協活動に理解・賛同いただける社協の協力者の拡充を目指します。

社協会費の用途などを明確に示し、分かりやすく住民に周知・啓発を行います。また、積極的な広報・啓発等により会費運用の透明性を高めるとともに、幅広い年代の市民の方が有用性を実感できるよう会費を活用します。

賛助会費に協力いただいた企業・法人を広報に掲載することで、会費に協力することへの直接的なメリットをつくります。

一般会費	一口	500円（世帯）
特別会費	一口	1,000円（個人）
賛助会費	一口	3,000円（法人・企業・団体）

(2)会費の有効活用

社協活動全般に対して、会費財源を活用していることから、社協の有用性をアピールするとともに、より社協活動に理解・賛同いただけるよう努めます。

- ①地区社会福祉協議会事務局設置費助成
- ②サロン助成・活動支援
- ③市社協が進める地域福祉事業

5 共同募金【目標 ③ ⑦、基 IV】

(1) 募金の有効活用

①第3次地域福祉活動計画に基づき、東近江市の福祉推進に向け、各助成事業を実施します。

財源	助成事業名	助成対象事業・助成内容	助成対象
赤い羽根共同募金	地域の未来を拓く助成	第3次地域福祉活動計画に基づき展開する活動	地区社会福祉協議会
	ボランティア活動助成	(1)活動機材等の購入費 (2)立ち上げ3年未満のグループ活動経費	市社協に登録しているボランティアグループ
	地域福祉活動応援助成	(1)福祉人材の育成事業 (2)つながりづくり事業 (3)暮らしづらさサポート事業	地域団体、福祉団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人
歳末たすけあい募金	生活困窮問題に取り組む活動を応援する助成	生活困窮の問題について取り組む活動(フードドライブ、子ども食堂、学習会等)	地域団体、福祉団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人
	歳末たすけあい激励金	激励金の配布	収入が基準額以下の生活困窮者
テーマ型募金(子どもを事故から守る募金)	飛び出し人形設置支援助成	希望する自治会に、飛び出し人形を配布	自治会
	新小学校一年生交通安全啓発	新小学校一年生にとび太くんをデザインした交通安全啓発ノートを配布	新小学校一年生
テーマ型募金(見守り活動支援募金)	見守り合い活動サポート助成	東近江市の自治会エリアで行う見守り合い・支え合い活動	自治会、有志の団体
赤い羽根運動推進チャレンジ事業助成金	ほっこりスマイルプロジェクト	東近江市内の子どもや子育て世代が笑顔で安心して地域生活を送れるような活動	個人、学生グループ、NPO、ボランティアグループ、自治会、有志の集まり等

②策定中の第4次地域福祉活動計画の推進が図れる助成メニューの検討を行います。

6 サロン活動への支援【目標 ①】

住み慣れた身近な地域で高齢者や障害者をはじめ、住民みんなが交流を深め、地域で生まれる連帯感や見守り意識を高めるとともに、地域にある暮らしの課題を共有し、解決に向けて助け合い支え合いながら安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって気軽につどえる場づくりを支援します。また、サロン活動を通して介護予防を推進し、元気な高齢者を増やすことを目的に助成を行います。

◇サロン活動助成事業

7 善意銀行【目標 ③ ⑦、基盤 III】

市民の善意で寄せられる寄附金・物品について、寄附者と受給者のマッチングを図り、柔軟かつ効果的な循環型活用のしくみを進めます。

(1) 寄附の有効活用

市民や企業の皆様からの金銭や物品の寄附を活用した生活困窮者への緊急食料・物資を提供する取組をはじめ、住民が住民を支えるお互いさまのしくみを充実させるとともに、寄附者の意を反映するよう事業展開します。

- ①緊急食料品給付事業の実施
- ②生活困窮世帯(者)への食糧や生活用品の一時的な支援
- ③歳末たすけあい激励訪問の実施(歳末たすけあい募金/善意銀行)
- ④地区社協事業費助成金
- ⑤災害見舞金事業の実施
- ⑥リサイクル預託(アルミ缶、牛乳パック、ベルマーク、使用済プリペイドカード、使用済切手、ペットボトルキャップ)

(2) 食品アクセス確保緊急支援事業

農林水産省の食品アクセス確保緊急支援事業補助金(2年目)を申請し、東近江市の実情を把握し、持続可能なフードバンクのしくみづくりを、市民活動者と共に検討し、協働・連携で取組を進めます。

- ①ハピモグ食福会議(食品アクセス確保緊急支援事業協議会)の開催
- ②フードバンク事業への参画

8 社会福祉大会の実施【目標 ③】

市民や地域の福祉活動、市民活動、ボランティア活動などに携わる人がつどい、より一層地域福祉の機運を高めるとともに、市民の福祉に対する理解と関心を深めるため、社会福祉大会を開催します。

また、社会福祉の増進・向上に多大な貢献をされた個人・団体等を表彰し、その功績を称えるとともに、多額の浄財を寄附、又は募金いただいた個人・企業・団体等に対して感謝状の贈呈を行い、地域貢献に対する意識の啓発に努めます。

- ◇東近江市共同募金委員長感謝
- ◇東近江市社協会長表彰・感謝

9 児童センターの運営【目標 ①】

乳幼児の親子から小中高校生まで、子どもたちが遊べる環境を整え、安心安全な遊び場を提供し、遊びの指導や仲間づくりなど健やかに育ちあう居場所づくりと遊びの充実を図ります。また子育てを支援し各種相談に応じ、見守りの中で、課題を抱えている子ども、保護者を見逃さないよう早期発見に努め、相談につながります。

夏休みの子どもたちの長期休暇中には、短時間就労等の保護者が安心して働ける環境を支援し、学童保育に通っていない小学生が長期休暇を有意義に過ごせるよう子ども居場所づくり事業の開催や、学校区域や学年を超えたつながりや楽しい思い出づくりを提供する特別教室等を開催します。

- ◇休日を有意義に過ごし、学校を超えたつながりや思い出づくりを提供する特別教室の実施
- ◇保護者が安心して働ける環境を支援するための子どもの居場所づくり事業の実施

10 母子・父子福祉センターの運営【目標 ①】

ひとり親家庭や寡婦の方の自立と生活の安定・向上を図り、安心して子育てに取り組めるように、就労支援や各種相談会等の支援事業を開催します。

ひとり親家庭同士の仲間づくりや交流の場を提供する趣味教室等の開催など、母子・父子福祉センターを多くの方に知ってもらえるよう積極的に情報発信を行い、広く周知します。

1 1 老人福祉センターの運営【目標 ①】

高齢者の介護予防や健康増進を目的とした年間を通しての健康体操教室を開催し、高齢者同士の仲間づくりや、健康増進を図ります。また教養の向上や生きがいをづくり、交流の場を提供するための各種講座を開催します。困りごとや各種の相談に応じるなど、多くの方に老人福祉センター事業に参加してもらえるよう積極的に広報を行います。

1 2 施設運営・管理

市施設(指定管理)・市社協所有施設を運営する上で、広く市民からのニーズに応え、安全安心に利用していただけるよう環境整備を行い、地域に開かれた施設として適切な運営管理を行います。

(1)市施設の指定管理・運営(1施設)

◇東近江市福祉センターハートピア

(2)市社協施設の維持管理・運営(5施設)

◇ゆうあいの家

◇せせらぎ

◇ちやがゆの郷

◇かじやの里の新兵衛さん

◇デイサービスセンターあさひの

地域福祉課

1 第4次東近江市地域福祉活動計画の策定【基 II-1】

福祉のまちづくりに関わる人や団体との協議をもとに、東近江市における地域福祉推進の方向性を示し、今後必要な取組をまとめた『第4次地域福祉活動計画』を策定します。また、今年度が最終年になる第3次地域福祉活動計画を推進し、誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくりを進めます。

◇地域共生実現プロジェクトの開催(第3次計画に基づいた重点的活動の推進、第4次計画の策定作業)

◇第4次地域福祉活動計画策定委員会の開催(年3回)

◇地区住民福祉活動計画の推進支援と第4次地区住民福祉活動計画の策定支援

2 重層的支援体制整備事業【目標 ① ② ④ ⑤、基 II-1 V】

暮らしの課題を抱える人を早期に発見し、必要な支援につなげる体制を構築していくために、住民相互の見守り合いの推進、地域内で相談できる拠点づくり、困りごとや気になることを放っておかない人材育成を進めます。また、地域の潜在的なニーズを受け止め、行政など多機関との協働により必要な支援につなぐしくみづくりを進め、社協の相談支援体制の充実を図ります。

(1)アウトリーチ等を通じた継続的支援

◇アウトリーチコーディネーターの配置(地域福祉課1名)

小地域（自治会域）における見守り合い、地区ボランティアセンター、生活支援サポーターなどの活動の活性化を図り、これらの活動を通じて把握した困りごとを抱えた人の声を受け止め、必要な支援につなぐ体制構築を図ります。また、潜在的なニーズを抱える住民の実態把握を行います。

◇アウトリーチ相談員の配置（相談支援課1名）

地域でキャッチした相談に対し、アウトリーチコーディネーターや包括化推進員と連携し、必要な相談対応を行います。

◇地区ボランティアセンターの設置運営支援

住民の相談を受け止め、必要な支援につなぐ拠点として、各地区へ住民主体の地区ボランティアセンター設置の働きかけ・運営支援を行います。

- ・新たな地区ボランティアセンター設置の推進
- ・市内7地区に設置された地区ボランティアセンターの運営支援

◇生活支援サポーターの活動支援

各地区で活動されているサポーターが受け止めた相談や困りごとを把握し、支援が必要な方の制度利用や医療福祉の専門職による相談につなぐ体制を整えます。

- ・生活支援サポーター活動運営支援、個別相談への対応

◇つながりサポーター講座（仮称）の開催

ひきこもりや不登校、社会的孤立の状態にある方々の暮らしづらさを理解し、本人や家族等の気持ちに寄り添える人づくり、気になったことを放っておかない地域の機運づくりを進めます。

- ・講座の開催と今後必要なことを協議する懇談会の開催

◇見守り合いの推進

地区や小地域の人や団体に働きかけ、住民相互の見守り合い、助け合いの意識の醸成を進めます。そして、困りごとに気づいた住民が相談し合い、市社協など相談窓口につなぐことで、支援が必要な人の早期発見・早期対応ができる体制づくりを進めます。

- ・見守り合いの意識醸成と理解を広げる取組の支援
- ・小地域（自治会）における見守り会議の推進

(2) 福祉法人ネットワークへの参画と協働促進

市内社会福祉法人等による福祉法人ネットワーク会議に参画し、法人同士の横のつながりづくり、共通の課題の解決に向けた協議、取組を進めます。また、地域の課題解決や地域貢献の取組を進めていきます。

◇福祉法人ネットワーク企画会議の参画と運営支援

◇福祉法人ネットワーク会議（全体会・研修会等）の開催支援

3 地域での集いの場・居場所づくりの支援、運営支援【目標 ①】

身近な地域（自治会や地区）で住民同士が集まり、お互いに顔見知りになり、ふだんから声をかけ合える集いの場や居場所の立ち上げに向けた支援を行います。

さらに、高齢者や子どもだけでなく、多くの世代がつながれる場ができるよう検討を進めます。

◇サロン活動の立ち上げ、運営支援

◇子ども食堂の立ち上げ、運営支援

◇多様な人が集まれる場や様々な居場所の立ち上げ支援と検討

4 福祉共育の推進【目標 ③】

一人一人の違いを認め理解し合い、地域の良いところの発見や課題について考える機会となり、福祉や地域づくりについて子どもから大人まで共に学び合い、育ちあう福祉共育を進めます。

- ◇社会的包摂、地域共生を広げるための福祉共育の実施
- 学校、企業、自治会等への福祉共育の実施
- ◇住民や医療福祉の専門職等との協働で進める福祉共育プログラムの開発

5 福祉委員（福祉推進委員・福祉協力員）との連携【目標 ②】

地区や小地域（自治会など）での福祉活動を進めるため、見守り合いや支え合い活動の担い手として自治会に設置されている福祉委員との連携を図ります。

- ◇福祉委員交流会の開催支援 等

6 ボランティア活動の推進、活動支援【目標 ②】

ボランティア活動が活性化し、活動する人の裾野が広がるよう取組を進めます。また、ボランティア活動に関する相談や活動調整、活動支援を行います。

- ◇ボランティアセンターの運営
- ◇ボランティア活動の調整、活動支援、人財バンクの整備
- ◇東近江市のボランティア推進を考える会の開催
- ◇ボランティア活動の啓発、PR

7 生活支援体制整備事業【目標 ④】

誰もが、支援が必要かどうかに関わらず、可能な限り自立して心豊かに暮らし続けることができる地域づくりを進めます。多様化する地域課題について、住民や医療福祉の専門職、企業などが協議する場を設け、課題解決に向けた取組を進めます。

- ◇第1層協議体「いっそう元気！東近江」の運営
- 課題をテーマ化して解決を進めるプロジェクトの運営支援・成果報告
- ◇第2層協議体・コーディネーター（地域支え合い推進員）の運営支援
- ◇第1層や第2層協議体、医療福祉の専門職がつながり学び合う機会づくり
 - ・第2層協議体交流会の開催（年2回）
 - ・地域を元気にする協議体交流会の開催（年1回）
- ◇地域支え合い∞連携会議の開催（年6回）
 - ・住民主体の地域づくりと関係機関（福祉政策課・長寿福祉課・地域包括支援センター・まちづくり協働課・保健センター等）による取組の連携促進

8 地区社会福祉協議会の活動支援と連携【目標 ⑦】

地区の福祉活動の要となる地区社会福祉協議会の組織基盤の強化並びに活動が活性化するように支援します。また、地区社協が自治会や第2層協議体、計画推進会議と協働・連携していけるよう地区に応じた働きかけを行います。

- ◇各地区社会福祉協議会の運営、活動支援
- ◇14地区社会福祉協議会交流会の開催

9 障害児サマーホリデー事業の実施【目標 ①】

保護者、ボランティア、行政と社協が協働し、夏休み期間、特別支援学校や特別支援学級に通う子どもたちを対象に、地域の場で集い、遊びなどを通して、地域の人と

のふれあいの場をつくります。また、活動を通して、保護者同士がつながる場づくりを進めます。

◇障害児サマーホリデー

期間：夏休み期間中の15日間

会場：市内4会場

対象：特別支援学校や特別支援学級に通う子ども

◇障がい(児)について理解を深める学習会

1.0 東近江市子どもの学習・生活支援事業の実施【目標 ①】

大学生・社会人ボランティアとともに、経済的に困窮している家庭の子どもたち(中高生)を対象に、安心して過ごせる居場所をつくり、学習のサポートを行います。また、行政や学校等とも連携し、子どもたちへの支援を通じて、世帯の支援にもつなげていきます。

◇子どもの学習支援

・日程：毎週火、木、金 18:00~20:00

・会場：市内3会場

・その他：生活力を高める講座(年1回 3会場合同)

夏休み自習室開放(夏休み期間週1回 3会場合同)

冬休み自習室開放(3会場合同)

◇ボランティアスタッフミーティングの開催(年2回)

◇学習支援事業検討会議(年2回)

◇ケース共有会議

関係機関(福祉政策課・教育委員会学校教育課・スクールソーシャルワーカー・こども政策課・こども相談支援課・生活福祉課など)との共有会議(年6回)

関係機関(福祉政策課・教育委員会学校教育課・スクールソーシャルワーカー・こども政策課・こども相談支援課・生活福祉課など)との共有会議(年6回)

1.1 民生委員児童委員協議会との連携【目標 ⑦】

住民の最も身近な支援者である民生委員・児童委員との連携により、困りごとを抱える方、孤立されている方の発見や支援を行います。また小地域での見守りや助け合いの活動を進めます。

◇東近江市民生委員児童委員協議会の事務局運営

◇各地区民児協活動への支援

◇社会福祉調査の実施

1.2 災害時に助け合えるしくみづくり【目標 ②、基 IV-1】

災害時には、災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災者支援を行います。また、ふだんの見守り合い活動や支え合い活動を通じて、災害時にも支え合えるよう取組を進めます。

◇災害ボランティアセンター設置・運営訓練(年1回)

◇関係団体・機関と連携強化・災害時に支え合えるネットワークづくり

1.3 広報、啓発活動【目標 ⑥、基 II-6】

より多くの方に、ふくしに興味を持っていただき、ふくしのまちづくりに参画してもらえよう、本会の取組や地域の福祉活動等を発信します。

◇社協だよりの発行

・発行回数：年4回 6月・9月・12月・3月

- ・配布方法：新聞折込、市役所等市内関係機関の窓口に設置
ホームページに掲載

- ◇ホームページの運用
- ◇SNSの活用（フェイスブックの運用、他情報発信ツールの検討）
- ◇e-おうみNOW「のぞいてみよう！社協」の放送（年6回）
- ◇広報委員会の開催（月1回）

相談支援課

1 職員の専門性を活かした相談支援【目標 ⑤、基 II V】

資格（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・相談支援専門員・看護師）をもつ社協職員が、専門的な知識や技術を活かし、身近な相談窓口としてふだんの暮らしの中のあらゆる相談に応じます。

(1) 総合相談事業

生活で生じる様々な困りごとに対し、社協職員の持つ専門的な知識や技術と多様な事業、関係機関や住民とのネットワークを活かし、身近な相談窓口として相談者の困りごとを受け止め、解決に向けて伴走した支援を行います。

(2) 法律相談

日々の暮らしにおける困りごとに対し、法律的な視点から顧問弁護士による助言を行います。

事前に社協職員が相談者の困りごとを聞き取り、相談したいポイントを整理した上で弁護士に伝えることで、限られた相談時間を有効活用するとともに、相談後も弁護士の助言内容に基づき、必要に応じたフォローを行います。

2 生活困窮者への生活支援【目標 ⑤】

減収や失業により生活再建の目途が立たない方、相談できるつながりがなく孤立状態にある方、債務整理など支出削減が必要な方、貸付や給付金を受けても償還が厳しい方など、既存の制度やサービスだけでは支えきれない多様な課題のある方が増えています。生活困窮者支援に関わる事業を軸に、多様な関係機関と共に生活が困難な状況にある方々の暮らしを守る支援を行います。

(1) 家計改善支援事業の実施(委託)

生活困窮世帯が、自立した生計維持を図り、再び困窮状態に陥らないよう、家計のやりくりの助言や滞納・借金の整理、孤立を防ぐ関わりなど相談者に合わせた家計改善支援プランを作成し、伴走した支援を行います。

家計の見える化によって根本的な生活課題に相談者自身が気づき、生活再建に向けた意欲と家計の管理能力を高められるよう支援します。

(2) 生活福祉資金・小口貸付資金事業

経済的な困窮状態にある低所得者世帯、高齢者・障害者世帯等が抱える生活上の課題に対し、世帯更生のための資金等の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送るための支援を行います。

また、本会独自の小口貸付資金の活用、食糧支援や就労支援につなぐなど、経済的困窮の背景にある課題に着目し、経済面だけではない相談者に応じた支援を行います。

受付が終了している新型コロナ特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）については、借入者の償還に関する相談に応じ、償還が困難な方には猶予の手続きを行う等の支援を行います。また、県社協と協働し、特例貸付を利用された借入者に対する生活状況の聴き取りや償還・免除・猶予の手続き援助等、生活再建に向けたフォローアップ支援事業に取り組みます。

3 地域福祉権利擁護事業の実施【目標 ⑤】

認知症や障害により判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域でその人らしく自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続きや日常的な金銭管理、書類預かり等の支援を行います。また、日頃の支援において福祉・医療・司法等の様々な支援機関と連携し、利用者の地域生活を考えるとともに、権利侵害を未然に防ぎ、安心して地域生活が送れるように支援します。

4 障害者（児）相談支援事業の実施【目標 ⑤】

(1) 相談支援事業（委託）

障害者、またその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

また、虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な支援を行います。

(2) 指定特定相談支援事業／指定障害児相談支援事業（自主）

障害福祉サービスを利用される方の心身の状況や生活環境に応じて、本人の意思決定支援をもとに「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行い、ご本人が希望する暮らしのサポートを行います。

また、介護保険事業との連携、福祉と医療・教育をつなぐ支援や、多機関協働による伴走した相談支援を行います。

5 基幹相談支援センターの運営【目標 ⑤】（新）

東近江市からの委託を受け、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な相談や情報提供などの支援を総合的に担う地域の相談拠点として、障害者基幹相談支援センターの運営を行います。

主な業務内容は、次の通りです。

①障害の種別や各種ニーズに応じた総合的・専門的な相談支援を行い、地域生活を支えるための体制整備に関する普及啓発を行います。

②地域の相談支援事業者と連携し、人材育成や相談対応力の向上に資する取組を行います。また、専門的な助言や情報共有を行うことで、地域の相談支援体制の強化を図ります。

③障がいのある方の権利擁護や虐待防止に関する取組を行います。

6 重層的支援体制整備事業（参加支援事業）及びS&S（スマイル アン ド スタンド）の実施【目標 ① ②】

仕事が続けられない、人とのコミュニケーションが苦手等、社会とのつながりを持つことに支援が必要な方を対象に、社会参加のきっかけとなる居場所づくりを進め

ます。また、様々な体験や人との交流ができる機会を持つことができるように、地域や企業等にも協力を呼びかけ、活動についての理解を広め、参加者がより安心してつながることができる場を増やしていきます。

7 Food Dayによる‘食’の支援【目標 ②】

生活に困っておられる方が安心して新年を迎えられるよう、市民や様々な機関・団体などから善意でご寄付いただいた食糧をお渡しする「食」の支援を行います。

生活困窮者への理解を深め、地域に支え合いの輪を広げられるよう、民生委員・児童委員をはじめ、行政や各種団体、地域ボランティアなどと連携して取り組みます。

8 地域包括支援センターの運営【目標 ⑤】

東近江市からの委託を受け、令和7年度から八日市地域（平田・市辺・玉緒・御園・建部・中野・八日市・南部地区）、令和8年度から蒲生地域在住の高齢者を対象に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な相談・支援を行います。

社会福祉士や保健師・主任介護支援専門員等の専門職員がチームとなって、高齢者の地域生活を支えます。

主な支援内容は次の通りです。

①介護や医療・福祉等の様々な相談を受け付け、必要なサービスにつなげる等、関係機関とも連携して支援します。

②介護保険の申請や介護予防サービスの利用、認知症の相談に応じます。

③高齢者の虐待防止や悪徳商法の被害防止等、高齢者の権利を守るための取組を実施します。

④民生委員・児童委員、医療機関、主任介護支援専門員等と協力し、地域の高齢者を見守るネットワークづくりを進めます。

在宅福祉課

1 在宅福祉サービスの実施と相談機能の充実

安定し持続可能な事業経営と住み慣れた地域で暮らし続けられる支援の充実を目指します。

(1)事業の効率化と質の向上図り、持続可能な事業運営を目指します。

【基 I-1 II-2 III-1 IV-1 V-1】

①将来にわたり安定した事業経営を維持するため、現在のサービス提供体制が地域のニーズに合致しているかを精査します。特に通所介護においては、稼働状況や財務部門と連携した経営分析に基づき、効率的かつ効果的な事業運営を目指し、より必要とされる分野への経営資源の再配分を検討するとともに、事業展開の方向性について抜本的なあらゆる方策を講じつつ検討を行います。

②訪問介護事業は令和7年10月に実施した訪問介護事業所3拠点の統合を契機に、訪問体制の効率化を推進します。直行直帰制度の定着とICTを活用した情報共有により、人材不足という課題に対応しつつ、限られた人材を有効活用できる体制を整えます。

③人材育成においては、ベテラン職員が持つ豊かな経験を基盤としつつ、最新の介護技術や専門知識が柔軟に取り入れられるように、各種専門研修の実施や参加、全職員が無理なく参加できるようICTを活用した学習機会を整え、組織全体の専門性を高めます。

- ④人材確保に向けては、多様な層へのアプローチや短時間勤務など、多様な働き方への工夫を継続するとともに、職員がやりがいを持って長く働き続けられる組織づくりに努めます。
- ⑤地域住民やボランティアが気軽に立ち寄れる場として、ラジオ体操や認知症カフェ等の交流事業を継続し、地域に開かれた事業所運営を推進します。また、開催を通じて、地域の関係機関との日常的な連携を深め、既存の介護サービスだけでは解決できない地域住民の潜在的な課題を把握し、社協内の他部門との連携を強化します。

(2)訪問介護（訪問相当サービス）事業（自主）【目標 ② ④ ⑤】

住み慣れた地域で利用者のニーズに合わせ、自宅での生活が継続できるよう支援を行います。制度だけでは対応できない困りごとの解決を目指し、法人内外に積極的な相談や発信を行います。また、多様化するニーズに対応できるよう職員の専門性の向上に努め、人材育成に取り組みます。

(3)障害ホームヘルプ事業【目標 ② ④ ⑤】

①居宅介護事業（障害ホームヘルプ事業）（自主）

障がいが多様化している中、その人らしい暮らしが継続できるよう支援を行います。利用者や家族からの意見を積極的に聴取し、困りごとなどは他機関との連携を深め、情報の共有や解決に向けて取り組みます。

②移動支援事業（ガイドヘルプ・移動支援）（自主）

お一人での外出が困難な方が余暇活動や社会参加など生活に必要な外出が行えるよう支援を行います。

事業所 ヘルパーステーションハートピア サテライトゆうあいの家

(4)通所介護（介護予防）事業・地域密着型サービス事業（自主）【目標 ② ④ ⑤】

ご利用者一人一人に寄り添った支援を実施し、ご利用者が生活しておられる地域との交流やつながる機会を活かし、利用者の身体機能維持・向上や生きがいや社会参加につながるよう支援を行います。また、多様化するニーズに対応できるよう職員育成に取り組みます。

事業所 デイサービスセンターゆうあいの家（地域密着型通所介護）

デイサービスセンターあさひの

デイサービスセンターちやがゆの郷（認知症対応型通所介護）

小規模多機能型居宅介護事業所かじやの里の新兵衛さん

(5)その他在宅福祉関連事業

①介護予防活動育成支援事業（委託）【目標 ①】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域にある身近な場に通い、健康に生きていける地域の実現を目指します。

行政をはじめ多機関と地域や市域の情報共有を行い、地域福祉課と連携してそれぞれの地域に応じた、住民主体（生きがいや役割を持つ）の場となるよう専門職として伴走支援を行い、健康寿命の延伸やフレイル予防の取組が根づくよう働きかけます。

また、介護予防の啓発活動の支援を共に実践してもらえる介護予防サポーターの組織化や派遣調整を行います。

②住居提供事業（永源寺事務所「ゆうあいの家」）（委託）【目標 ②】

冬季の間、雪などの影響で自宅での生活に不安のある高齢者等に、生活の場を提供します。

③介護保険外サービス（自主）【目標 ②】

在宅生活を継続するために制度だけでは対応しきれない、ご利用者のニーズに対応できるよう取組を進めます。